

## 伊豆の国市後援等名義使用承諾事務取扱に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市が後援、共催又は協賛（以下「後援等」という。）する際の名義使用の承諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が事業の趣旨に賛同し、その開催について名義使用を承諾することをもって支援することをいう。
- (2) 共催 市が事業の企画又は運営に参画し、共同主催者として責任の一部を担うことをいう。
- (3) 協賛 市は事業の企画又は運営に参画しないが、当該事業の趣旨に賛同し、広報、物品の貸出、場所の提供等、人的又は物的に支援することをいう。

(承諾の基準)

**第3条** 市が後援等を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 学校教育及び社会教育の普及並びに振興に資すると認められる教育関係団体
- (4) 新聞社、放送局等の報道機関
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認められるもの

2 市は、次の各号のいずれにも該当すると認められる事業に対し、後援等を行うことができる。

- (1) 市の基本的な行政方針に合致していること。
- (2) 市の経済、社会、福祉、教育、文化、スポーツ、自治振興等の発展向上に資するものであること。
- (3) 営利を目的としない公益性のあるものであること。
- (4) 政治的又は宗教的活動に関するものでないこと。
- (5) 開催にあたり、公衆衛生、災害防止等に関して十分な措置が講じられていること。
- (6) 入場料等を徴する場合は、その額が適切であること。

- (7) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力があると判断されるものであること。
- (8) 市長が特に不相当と認めたものでないこと。

(申請)

**第4条** 後援等の名義使用承諾を受けようとする者は、原則として事業実施日の1ヶ月前までに、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、様式第1号による伊豆の国市後援等名義承諾申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 名義使用承諾を受けようとする者の定款、規約、活動目的及び活動内容を示す書類

- (2) 事業計画又は事業の開催を周知する広報誌等事業の概要がわかる書類
- (3) 入場料等を徴収する場合は、収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(承諾の通知)

**第5条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、承諾の場合は後援等名義使用承諾通知書により、不承諾の場合は後援等名義使用不承諾通知書により、当該申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の承諾に際して、必要により条件を付することができる。

(承諾の取消)

**第6条** 市長は、前条の規定により後援等の承諾を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、後援等の名義の使用の承諾を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による承諾の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 前条第2項において付した承諾の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により承諾を受けたとき。

2 市長は、承諾を取り消したときは、後援等名義使用取消通知書により後援等の承諾を受けた者に通知するものとする。

(事業報告)

**第7条** 後援等の承諾を受けた者は、後援等を受けた事業が終了した日から起算して30日以内に様式第2号による後援等事業報告書により市長へ報告しなければならない。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月2日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和5年10月1日の申請から適用する。